

第2章 人口動態統計

人口に関する調査は、ある一時点で調査する静態統計と一定期間における動きを調査する動態統計とがある。静態統計の代表的なものは5年に1回実施される国勢調査であり、動態統計の代表的なものは人口動態統計である。

さらに、人口動態統計は、変動が出生・死亡に基づく自然動態と、住民が市区町村間を移動することによる社会動態とに区分される。

この人口動態統計は、人口動態調査令に基づいて、各市町村が戸籍及び死産届に関する規定による各届出書により作成した人口動態調査票（出生票・死亡票・死産票・婚姻票・離婚票）を分類集計したものである。

なお、平成15年1月より人口動態調査オンライン報告システムが始まったことを受けて、調査票の報告もOCR調査票による報告からオンライン報告に切り替わりつつある。当保健所としても、ダイヤルアップによる保健所報告システムを平成15年4月調査月から稼働しており、管内全市町がFD報告を行っている。

平成20年 管内人口動態調査結果の概要

<出生>

出生数は3,721人で前年の3,770より49人減少し、出生率（人口千対）は9.5で、全国8.7、県8.5より管内が高くなっている。

<死亡>

死亡数は3,048人で前年の2,956人より92人増加し、死亡率（人口千対）は7.8であり、全国9.1、県9.5と比較して低率になっている。

死因別にみると、死亡順位は全国、県と同様の傾向であり、第1位は悪性新生物による死亡であった。

管内の乳児死亡率（出生千対）は5.1で、全国2.6、県3.3を上回った。

また、管内の周産期死亡率（出産千対）は、5.4であり、全国4.3、県5.0を上回った。

<婚姻・離婚>

婚姻件数は2,230件で前年の2,251件より21件減少した。婚姻率（人口千対）は5.7であり、全国5.8より低く、県5.3より高い水準であった。

離婚件数は685件で前年の697件より12件減少した。離婚率（人口千対）は1.74で、全国1.99より低く、県1.66より高い水準であった。